

# やさしい社会的責任 概要

## — ISO26000 と中小企業の事例 —

### 社会的責任(Social Responsibility)とは →P.1

- 組織活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して組織が担う責任のこと
- 様々な組織が持続可能な社会への貢献に責任をもつ

● 企業だけではなく、すべての組織を対象  
**CSR Social Responsibility**  
 ※CSR="Corporate" Social Responsibility

### 社会的責任を果たすメリット →P.1

社会的責任を果たす最大のメリットは、社会からの信頼を得ること。そのほか次に示すような効果も期待できる。

- 社会の期待に反する行為(法令違反など)によって、事業継続が困難になることの回避
- 組織の評判、知名度、ブランドの向上
- 従業員の採用・定着、士気向上、健全な労使関係への効果
- 消費者とのトラブルの防止・削減やその他ステークホルダーとの関係向上
- 資金調達円滑化、販路拡大、安定的な原材料調達

### 社会的責任を果たすために(7つの原則) →P.1

- すべての組織で基本とすべき重要な視点

#### 7つの原則

1. 説明責任
2. 透明性
3. 倫理的な行動
4. ステークホルダーの利害の尊重
5. 法の支配の尊重
6. 国際行動規範の尊重
7. 人権の尊重

### ISO26000とは →P.2

- 先進国から発展途上国まで含めた国際的な場で複数のステークホルダー(消費者、政府、産業界、労働、NGO、学術研究機関他)によって、議論され、開発された国際規格
- 認証を目的としたマネジメントシステム規格ではなく、ステークホルダーを重視し、組織が効果的に社会的責任を組織全体に統合するための手引(ガイダンス)
- 第1章から第7章及び附属書によって構成され、7つの原則と7つの中核主題を掲げる

全体的アプローチ

### コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

#### ポイント

- 地域住民との対話から、教育・文化の向上、雇用の創出まで、幅広くコミュニティに貢献する

#### 日本の中小企業における留意点

- 法令などで定められたことは少なく、自主的取り組みが特に重要である
- 地域コミュニティとのかわりが薄くなってきた現代において重要である

#### 取り組み例

ボランティア活動、地域住民・児童を対象にした教育活動、地域におけるスポーツ促進

### 人権

→P.8

#### ポイント

- 人権を守るためには、個人・組織両方の意識と行動が必要
- 直接的な人権侵害だけでなく、間接的な影響にも配慮し、改善する

#### 日本の中小企業における留意点

- 日本でも人権問題は根深く残っているため、注意が必要
- 海外に拠点・取引をもつ企業は、海外での人権保護に十分な確認が必要

#### 取り組み例

差別のない雇用、人権教育

### 消費者課題

→P.16

#### ポイント

- 組織の活動、製品、サービスが消費者に危害を与えないようにする
- 製品・サービスを利用した消費者が環境被害など社会に悪影響を及ぼさないようにする

#### 日本の中小企業における留意点

- 消費者課題への意識はますます高まっている。より積極的な行動が必要である
- 組織の自主的取り組みが重要である

#### 取り組み例

積極的な情報開示、消費者とのコミュニケーション強化、エコ製品製造

### 組織統治

→P.7

#### ポイント

- 組織として有効な意思決定の仕組みをもつようにする
- 十分な組織統治は、社会的責任実現の土台である

#### 取り組み例

監査役や監事の選定と適正な運営、ステークホルダー・ダイアログ、社外専門家の活用

組織

### 労働慣行

→P.10

#### ポイント

- 労働慣行は、社会・経済に大きな影響を与える
- 「労働は商品ではない」が基本原則である

#### 日本の中小企業における留意点

- 雇用機会、労働時間など労働関連法令の再確認からスタートする
- 従業員・労働組合との話し合いなどを通じ、組織と従業員にとってよりよい仕組みを作る

#### 取り組み例

職場の安全環境の改善、ワーク・ライフバランス推進、人材育成・職業訓練

### 公正な事業慣行

→P.14

#### ポイント

- 他の組織とのかわりあいにおいて、社会に対して責任ある倫理的行動をとる

#### 日本の中小企業における留意点

- 独占禁止法・下請け法を再確認する
- 組織のトップが取り組む姿勢を示すことが重要である

#### 取り組み例

意識向上教育、内部通報・相談窓口の設置、フェアトレード製品などの購入

### 環境

→P.12

#### ポイント

- 組織の規模にかかわらず、環境問題へ取り組む
- 環境への影響が「わからないから取り組まない」ではなく、「わからなくても、環境問題に取り組む」の予防的アプローチをとる

#### 日本の中小企業における留意点

- 最低限、法令・条例を再確認する
- どんな組織でも環境への接点はある身近なところからできることを実施する

#### 取り組み例

省エネ・省資源、CO<sub>2</sub>削減、サプライチェーンにおける環境・生物多様性保全活動

7つの中核主題

相互に依存する  
7つの中核主題

「ISO26000 Guidance on social responsibility (邦題:社会的責任に関する手引)」は、2010年11月に正式発行された、社会的責任に関する国際規格です

本資料記載の内容・ページ番号は、ISO/SR国内委員会発行の「やさしい社会的責任—ISO26000と中小企業の事例<解説編>」に対応しています (→<http://iso26000.jisa.or.jp/>)